二十一　令和元年総務省告示第百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［1・2　略］ 3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 ［1・2　略］ 3　削除 ［4～6　略］ ［4　略］	［1・2　同左］ 3　［同左］ 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 ［1・2　同左］ 3 / (1)　東京都港区芝浦１－１－１（172.90） (2)　東京都江東区有明２（65.90） / 北緯35度39分05秒東経139度45分29秒の地点と北緯35度38分06秒東経139度47分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 ［4～6　同左］ ［4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

二十二　令和五年総務省告示第二百二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　放送業務用伝搬障害防止区域 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 1　削除 ［2・3　略］ ［2　略］	1　［同左］ 区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲 1 / (1)　北海道北見市北斗町２丁目３番24号（151.80） (2)　北海道網走市字呼人249番地（221.00） / 北緯43度48分40秒東経143度53分04秒の地点と北緯43度49分46秒東経143度55分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 ［2・3　同左］ ［2　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	